

「ロープ高所作業」での 死亡事故が多発しています

平成31年1月から2月にかけて、都内のビルメンテナンス業における**死亡災害**がすでに**3件発生**（平成31年2月28現在）しています。いずれも**ロープ高所作業中**（準備作業中を含む）の墜落によるものであることから、**墜落防止対策**を徹底してください。

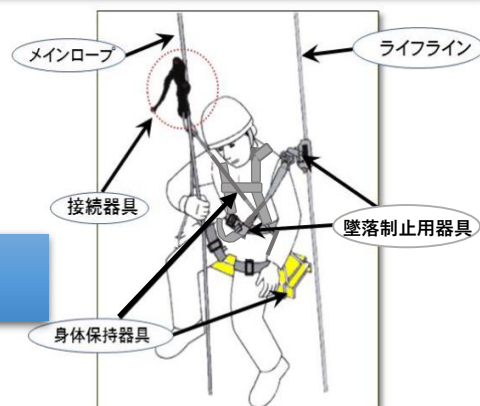


※「ロープ高所作業」とは、高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業のことです。

ロープ高所作業における危険の防止に係る規定（平成28年1月1日施行）

1. ライフラインの設置 安衛則第539条の2

ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けた「メインロープ」以外に、墜落制止用器具を取り付けるための「ライフライン」を設ける必要があります。



ビルクリーニング業務でのロープ高所作業の例

2. メインロープ等の強度等 安衛則第539条の3

メインロープ等は、**十分な強度があり、著しい損傷、摩耗、変形や腐食がないもの**を使用し、次の事項は複数人で確認してください。

- ① メインロープとライフラインは、作業箇所の上方のそれぞれ異なる**堅固な支持物**に、外れないように**確実に緊結**すること。
- ② メインロープとライフラインは、ロープ高所作業に従事する労働者が安全に昇降するため**十分な長さ**を有すること。
- ③ 突起物などでメインロープやライフラインが切断するおそれのある箇所では、**覆いを設ける**など切断を防止するための措置を行うこと。
- ④ 身体保持器具は、**接続器具**を用いて**確実に取り付ける**こと。なお、接続器具は、使用する**メインロープに適合したもの**を用いる必要があります。



その他、関係法令等については

ロープ高所作業 改正 厚生労働省

検索



～トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心～

東京労働局・労働基準監督署

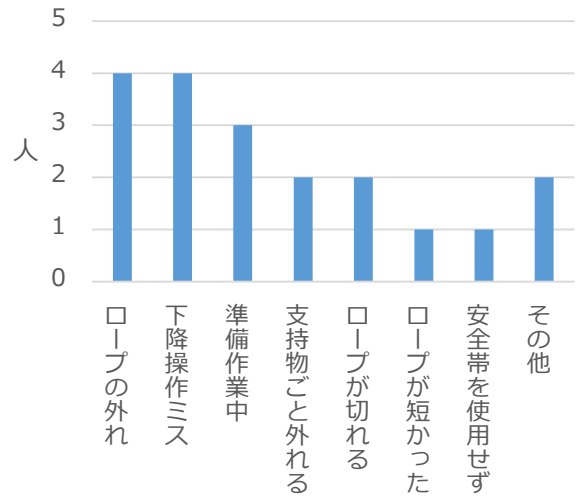
ロープ高所作業における労働災害発生状況（平成27年～）

都内のビルメンテナンス業では、平成27年以降、ロープ高所作業による休業4日以上**の墜落災害が19件発生**しています。うち**死亡災害が5件、3か月以上の休業が9件**と重篤な災害が多いことが特徴です。

主な災害発生原因は、右のとおりです。
 墜落災害の約**5割がメインロープ等の緊結、切断防止措置など、ロープの取扱方法が原因**です。**特別教育**を行い、メインロープ等の緊結状態は、作業指揮者などによる**複数人での確認**を徹底してください。

また、屋上などでメインロープ等の**設置作業中の墜落事故**も発生しています。準備作業においても、**墜落制止器具の使用**（フルハーネス型が原則です。）を徹底してください。

墜落災害の主な原因



ロープ高所作業の死亡災害事例（平成27年～）

年月	業種	職種	事故の型	発生状況の概要
		年齢	起因物	
		経験		
平成27年 5月	ビルメンテナ ンス業	清掃員	墜落、転落	建物外面の窓ガラス清掃をブランコを使用し て行っていたところ、7階清掃中に屋上から 吊り下げていた メインロープが切れて 地上に 墜落した。
		40歳代	その他の 用具	
		5年以上 10年未満		
平成29年 1月	ビルメンテナ ンス業	清掃員	墜落、転落	2階建てビルのガラス清掃業務で、ガラス外 面の清掃のためロープ高所作業を行う予定で あった被災者が、路上に倒れていた。
		40歳代	建築物、 構築物	
		20年以上 30年未満		
平成31年 1月	ビルメンテナ ンス業	作業員・ 技能者	墜落、転落	被災者は、ブランコ作業にてビルのガラス清 掃を行っていたところ、 メインロープが支持 物から外れ 、ライフラインを設けていなかっ たため、地上まで墜落した。
		50歳代	その他の 用具	
		30年以上		
平成31年 1月	ビルメンテナ ンス業	清掃員	墜落、転落	被災者は、建築物屋上にて、高所ガラスの清 掃作業を行う 準備作業 を行っていたところ、 墜落した。
		20歳代	建築物、 構築物	
		1年以上 5年未満		
平成31年 2月	ビルメンテナ ンス業	清掃員	墜落、転落	被災者は、屋上の鉄架台を吊元としてブラン コを設置し、ビルの窓ガラス清掃作業を行っ ていたところ、 吊元強度不足 のため、ブラン コとともに地上に墜落した。
		50歳代	その他の 用具	
		20年以上 30年未満		